対象受検機関				検出事項	是正を求める事項	措置の内容		
府民文化部 府民文化総務課		財産の使用貸借与 れていなかった。	関約及び賃	賃貸借契約に伴う貸付状況につい	って、公有り	検出事項について、速やかに公有財産 台帳に登録するとともに、大阪府公有財 産台帳等処理要領に基づき、適正な事務 処理を行われたい。	是正を求められた事項について、公 有財産台帳に更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理 要領に基づき、適正な事務処理を行 う。	
			使用 目的	貸付目的	年間 貸付料			貸付期間
	土地	下水道管 31.32m マンホール 0.865m	非営利	公共下水道事業 (施設名:府立大学事務局)	無償	R2.4.1~ R3.3.31	【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する 普通財産の内容にののでにののでででであると、毎年ののではではできるではではできるではではできるである。 り公有財産はではできまればならない。 「大阪府ではならない。」 「使用、一個ではならない。」 「使用、一個ではならない。」 「使用、一個ではならない。」 「使用、一個ではならない。」 「使用、一個ではならない。」 「使用、一個ではならない。」 「使用、一個ではならない。」 「使用、一個ではならない。」 「なったときは、シーではない。」 「ないてはない。」 「ないてはないではない。」 「ないてはないではない。」 「ないてはないではないではないではない。」 「ないてはないではないではない。」 「ないてはないではない。」 「ないてはないではないではないではないではないではない。」 「ないてはないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	
	土地	本柱1本 支線1本	営利	配電支持物の設置 (施設名:府立大学事務局)	3, 400円	R2.4.1~ R3.3.31		
	土地	電柱1本(通信 ケーブル2条)	営利	電気通信事業 (施設名:府立大学事務局)	1,500円	R2.4.1~ R3.3.31		
	土地	ガス管 (地下埋設物) 60mm/1.85m 60mm/2.4m	営利	都市ガス供給 (施設名:府立大学事務局)	400円	R2.4.1~ R3.3.31		
	土地	電柱1本	営利	電気通信事業 (施設名:女子大学大仙校舎)	1,500円	R2.4.1~ R3.3.31		
	土地	電柱1本	営利	電気通信事業 (ケーブルテレビジョン) (施設名:女子大学大仙校舎)	1,500円	R2.4.1~ R3.3.31	ステムを用いて異動登録を行うも のとする。	
	土地	本柱1本 支線1本	営利	配電支持物の設置 (施設名:女子大学大仙校舎)	5, 400円	R2.4.1~ R3.3.31		
							[
					乾本 <i>(</i> 	K) 宝佐年日口	│ 〔委員:令和一年一月一日、事務局:令和	2 年 6 日11日から 同年 9 日21日 末で)

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

対象受検機関			検出事項		是正を求める事項	措置の内容	
府民文化部 文化・スポーツ室	無体財産権は	こついて、ク	公有財産台帳に登録されて	ハないものがあ	検出事項について、速やかに公有財産台 帳に登録するとともに、大阪府公有財産台	是正を求められた事項について、 公有財産台帳に登録を行った。	
文化課	種別	種目	財産名	登録番号	登録年月日	帳等処理要領に基づき、適正な事務処理 行われたい。	理要領に基づき、適正な事務処理を
	無体財産権	商標権	ワッハ上方ロゴマーク	第4298255号	平成11年7月23日	【大阪府公有財産規則】 (公有財産規則】 (公有財産治療・財務部長は、一切の公有財産について、知難を開発のでは、のの公有財産によらない。 2 部局長等は、その所管するとこればない。 2 部局では、その所管するとこればない。 2 部局では、その所管であるければない。 (大阪府政育財産が開産が開発のとは、のの時では、のの時での、ののののでは、ののののでは、のののでは、のののでは、のののののでは、のののののでは、のののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、のののののでは、とののののでは、とのののののでは、とののののでは、とののののでは、とののののでは、とのののでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	行う。

対象受検機関				検出事項		是正を求める事項	措置の内容	
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	った。	財産の賃貸借契 名:元モノレー/		状況について、公有	財産台帳に登	検出事項について、速やかに公有財産台 帳に登録するとともに、大阪府公有財産台 帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を 行われたい。		
	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		理要領に基づき、適正な事務処理を行う。
	土地	※ 23.12 m²	非営利	物置の設置	96, 300円	H31. 4.1∼ R2. 3.31		
	土地	1, 677. 80 m²	非営利	夏祭りの開催	20, 730円	R1.8.17		
	土地	1,677.80 m²	非営利	餅つき大会の開催	21, 120円	R 1 . 12. 15		
		※印の貸付分は、	、過去の履歴	はあるが更新されて		【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付 を行ったときは、システムを用いて使 用許可又は貸付情報を当該年度に登 録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の 状況に異動があったときは、システム を用いて異動登録を行うものとする。	2 年 6 日11日から同年 8 日31日 幸で)	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)

対象受検機関			検出事	項	是正を求める事項	措置の内容		
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	借用則	才産について、公有財産台帳に	借用登録され	いていなかった。	検出事項について、速やかに公有財 産台帳に登録するとともに、大阪府公	て、公有財産台帳に借用登録を		
	種別 所在地		借用数量借用目的		年間借用料		借用期間	有財産台帳等処理要領に基づき、適正 2 な事務処理を行われたい。
	建物	大阪市中央区難波千日前 12-7 (YES・NAMBAビル)	609. 943 m²	大阪府立上方演芸資料館として使用	18, 462, 444 円	H30. 4. 1 ∼R3. 3.31	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。	等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)